

平成28年3月

伊那市議会定例会議案書

平成28年2月29日

平成28年3月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	伊那市固定資産評価審査委員会条例及び伊那市手数料徴収条例の一部を改正する条例	1
議案第2号	伊那市組織条例の一部を改正する条例	4
議案第3号	伊那市行政改革審議会条例等の一部を改正する条例	5
議案第4号	伊那市行政不服審査会条例	6
議案第5号	伊那市情報公開条例の一部を改正する条例	9
議案第6号	伊那市個人情報保護条例の一部を改正する条例	12
議案第7号	伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例	16
議案第8号	伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	18
議案第9号	伊那市職員の退職管理に関する条例	20
議案第10号	伊那市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	22
議案第11号	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	24
議案第12号	伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第13号	伊那市職員の旅費等に関する条例及び伊那市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	39
議案第14号	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	40
議案第15号	伊那市税条例及び伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	41
議案第16号	伊那市消費生活センター条例の一部を改正する条例	46
議案第17号	伊那地域定住自立圏共生ビジョン協議会条例	47
議案第18号	伊那市田舎暮らしモデルハウス条例	49
議案第19号	伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例	52
議案第20号	伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	53
議案第21号	伊那市指定居宅介護支援事業等に関する条例を廃止する条例	56
議案第22号	伊那市新産業技術推進協議会条例	57
議案第23号	伊那市林業振興施設条例の一部を改正する条例	59

議案第24号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……………	60
議案第25号	伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	62
議案第26号	平成27年度伊那市一般会計第11回補正予算について……………	65
議案第27号	平成27年度伊那市国民健康保険特別会計第1回補正予算について…	66
議案第28号	平成27年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予 算について……………	67
議案第29号	平成27年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算につい て……………	68
議案第30号	平成27年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について……………	69
議案第31号	平成27年度伊那市簡易水道事業特別会計第1回補正予算について…	70
議案第32号	平成27年度伊那市水道事業会計第1回補正予算について……………	71
議案第33号	平成27年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について……………	72
議案第34号	平成27年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について…	73
議案第35号	平成28年度伊那市一般会計予算について……………	74
議案第36号	平成28年度伊那市国民健康保険特別会計予算について……………	75
議案第37号	平成28年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について…	76
議案第38号	平成28年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について……………	77
議案第39号	平成28年度伊那市介護保険特別会計予算について……………	78
議案第40号	平成28年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について……………	79
議案第41号	平成28年度伊那市簡易水道事業特別会計予算について……………	80
議案第42号	平成28年度伊那市水道事業会計予算について……………	81
議案第43号	平成28年度伊那市下水道事業会計予算について……………	82
議案第44号	平成28年度伊那市自動車運送事業会計予算について……………	83

伊那市固定資産評価審査委員会条例及び伊那市手数料徴収条例の一部を
改正する条例

(伊那市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 伊那市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 5 号）の一
部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第 4 号を第 5
号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加え
る。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第 4 条第 3 項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和
3 7 年法律第 1 6 0 号）第 1 3 条第 1 項」を「行政不服審査法施行令（平成 2 7 年
政令第 3 9 1 号）第 3 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったと
きは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項ただし書を削り、同項を同条第 3 項とし、
同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電
子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が
提出されたものとみなす。

第 6 条に次の 1 項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付し
なければならない。

第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条を第 1 3 条とする。

第 1 1 条第 1 項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が
記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第 11 条を第 12 条とする。

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(手数料)

第 10 条 法第 433 条第 1 項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 1 項に規定する書面若しくは書類又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に要する費用は、伊那市手数料徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 57 号）に定めるところによる。

(伊那市手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 伊那市手数料徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「手数料」の次に「及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。他の法令において準用する場合を含む。）の規定により徴収する手数料」を加える。

第 6 条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第 6 号中「市長」の次に「（法令に免除に係る判断権者の定めがある場合は、当該判断権者）」を、「公益上」の次に「その他の理由により」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 市長（法令に減額に係る判断権者の定めがある場合は、当該判断権者）は、特に必要と認めるときは、手数料を減額することができる。

別表第 1 中

「

	狂犬病予防注射済票の再交付	1 件につき 340 円
--	---------------	--------------

」を

「

	狂犬病予防注射済票の再交付	1 件につき 340 円
11	行政不服審査法第 38 条第 1 項及び同法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項並びにこれらの規定を準用する法令の規定による交付	白黒 1 枚につき 10 円 カラー 1 枚につき 100 円

」に

改め、同表備考に次のように加える。

4 両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の伊那市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）等の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市組織条例の一部を改正する条例

伊那市組織条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条水道部の項第 3 号を削る。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

住宅団地汚水浄化施設に係る事業の終了のため、提案するものであります。

伊那市行政改革審議会条例等の一部を改正する条例

(伊那市行政改革審議会条例の一部改正)

第 1 条 伊那市行政改革審議会条例（平成 1 8 年伊那市条例第 2 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「行政改革推進室」を「総務課」に改める。

(伊那市地方創生総合戦略審議会条例の一部改正)

第 2 条 伊那市地方創生総合戦略審議会条例（平成 2 7 年伊那市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「人口増推進室」を「地域創造課」に改める。

(伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 2 0 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「南アルプス林道管理室」を「農林建設課」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

平成 2 8 年 4 月 1 日付けの組織機構の改編に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市行政不服審査会条例

(設置)

第 1 条 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 1 項の規定により、伊那市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(任務)

第 3 条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第 4 条 審査会は、委員 5 人で組織する。

2 委員は、市民及び識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 6 条 審査会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員が審査請求人である場合は、当該委員は、当該審査請求の審査に係る会議に出席し、又は当該審査請求の審査に当たることができない。

5 審査請求の審査に係る会議は、非公開とする。

(審査会の調査権限)

第 8 条 審査会は、必要と認めるときは、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は法第 43 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 9 条 審査会は、審査関係人の申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意

見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第10条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要と認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第12条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に要する費用は、伊那市手数料徴収条例(平成18年伊那市条例第57号)に定めるところによる。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第14条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第2項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、伊那市行政不服審査会を設置するため、提案するものであります。

伊那市情報公開条例の一部を改正する条例

伊那市情報公開条例（平成 18 年伊那市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第 16 条）」を「審査請求（第 15 条の 2 - 第 16 条の 3）」に改める。

第 13 条第 2 項中「不服申立手続」を「審査請求手続」に改める。

「第 3 章 不服申立て」を「第 3 章 審査請求」に改める。

第 3 章中第 16 条の前に次の 1 条を加える。

（審理員による審査手続の適用除外）

第 15 条の 2 開示等の決定又は開示請求に係る不作為に対する審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 16 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「の決定」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「決定又は」を削り、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 号中「決定又は」を削り、「不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「審査請求の全部を認容し、当該審査請求」に、「。ただし、当該開示決定等について第三者から反対の意見書が提出されているときを除く」を「（当該公文書の開示について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）」に改め、第 3 章中同条の次に次の 2 条を加える。

（諮問をした旨の通知）

第 16 条の 2 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第16条の3 第13条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示等の決定(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第17条第1項中「前条」を「第16条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第19条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第5項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第20条第1項中「諮問をした」を「諮問」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「及び実施機関」を「又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)」に、「参考人に」を「適当と認める者にその知っている事実の」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(意見の陳述)

第20条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第20条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第20条の4 審査会は、第20条第2項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第21条中「前3条」を「第18条から前条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた伊那市情報公開条例第11条第1項に規定する開示等の決定（以下「開示等の決定」という。）又は同条例第5条に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた開示等の決定又は開示請求に係る不作為に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市個人情報保護条例の一部を改正する条例

伊那市個人情報保護条例（平成 18 年伊那市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第 30 条）」を「審査請求（第 29 条の 2 - 第 30 条の 3）」に改める。

第 21 条第 2 項中「不服申立手続」を「審査請求手続」に改める。

第 24 条第 1 項第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

「第 3 章 不服申立て」を「第 3 章 審査請求」に改める。

第 3 章中第 30 条の前に次の 1 条を加える。

（審理員による審査手続の適用除外）

第 29 条の 2 開示等の決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に対する審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 30 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「の決定又は」を「の決定若しくは」に改め、「訂正等の決定」の次に「又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 号中「開示等の決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求」に、「。ただし、当該開示等の決定について第三者から反対意見書が提出されているときを除く」を「（当該保有個人情報の開示について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）」に改め、同条第 3 号中「訂正等の決定（訂正等請求に係る保有個人情報の全部を訂正等する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求」に改め、第 3 章中同条の次に次の 2 条を加える。

（諮問をした旨の通知）

第 30 条の 2 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者又は訂正等請求者（開示請求者又は訂正等請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第30条の3 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示等の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示等の決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第31条第1項中「前条」を「第30条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第33条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第5項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第34条第1項中「諮問をした」を「諮問」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「及び実施機関」を「又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）」に、「参考人に」を「相当と認める者にその知っている事実の」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（意見の陳述）

第34条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第34条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第34条の4 審査会は、第34条第2項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第35条中「前2条」を「第33条から前条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項第1号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた伊那市個人情報保護条例第19条第1項に規定する開示等の決定(以下「開示等の決定」という。)若しくは同条例第26条第1項に規定する訂正等の決定(以下「訂正等の決定」という。)又は同条例第12条第1項に規定する開示請求(以下「開示請求」という。)若しくは同条例第25条第1項に規定する訂正等の請求(以下「訂正等の請求」という。)に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた開示等の決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第６９号）及び個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成２７年法律第６５号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する
条例

(伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 232 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 11 号とし、第 7 号を第 10 号とし、同条第 6 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条中第 5 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第 3 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第 5 条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(伊那市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊那市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）等の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 229 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
1	371,000円
2	419,000円
3	471,000円
4	532,000円
5	607,000円
6	709,000円
7	829,000円

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5」を「100 分の 122.5」に改め、「100 分の 155」との次に「、100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 160」とを加える。

第 2 条 伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

- 2 特定任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づきこれを前項の給料表に定める号俸に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度合いが同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の号俸に分類されるものとする。

第 5 条第 2 項中「第 48 条第 1 項中「」の次に「、6 月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100 分の 155」と、「」を「、12 月に支給する場合においては」に、「100 分の 160」を「100 分の 157.5」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

号俸別基準職務表

号俸	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験に基づき業務を行う職務
2	高度の専門的な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
3	高度の専門的な知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務
4	特に高度の専門的な知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務
5	特に高度の専門的な知識経験に基づき特に困難な業務で重要なものを行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見に基づき特に困難な業務で重要なものを行う職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見に基づき特に困難な業務で特に重要なものを行う職務

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえた一般職の任期付職員の給料月額等の改定等を行うため、提案するものであります。

伊那市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の施行に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、提案するものであります。

伊那市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年伊那市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表中

「

障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
--	------

」を

「

障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
--	------

」に

改め、同条第2項の表中

「

障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
--	------

」を

「

障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
--	------

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊那市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支

給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第15号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「以下」の次に「この項において」を加え、同項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第 8 条第 1 項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第 2 条 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書及び第 8 条第 1 項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

別表第 1 中

「

教育長	654,000円
地域自治区長	580,000円

」を

「

教育長	654,000円
-----	----------

」に

改める。

別表第 2 中

「

市議会議員	議長	459,000円
	副議長	383,000円
	議員	360,000円

」を

「

市議会議員	議長	464,000円
	副議長	388,000円
	議員	365,000円

」に

改める。

別表第3中

「

	部会長		45,900円	
	副部会長		41,600円	
	委員		41,100円	

」を

「

	委員		41,100円	
農地利用最適化推進	委員		41,100円	

」に、

「

選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 (昭和25年法律第179号)に定める額
投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票 管理者	
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票 立会人	
選挙立会人	
開票立会人	

」を

「

選挙長	国会議員の選挙 等の執行経費の 基準に関する法 律(昭和25年 法律第179 号)に定める額
投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票 管理者	
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票 立会人	
選挙立会人	
開票立会人	

」に

改め、同表備考中「報酬額」を「報酬の額」に改め、同表備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

- 2 投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人に係る報酬の額は、立会時間が投票時間（投票所（期日前投票にあつては、期日前投票所。以下同じ。）を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの時間をいう。）の2分の1以下である場合は、この表に定める報酬の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 選挙長、開票管理者、選挙立会人及び開票立会人の報酬については、この表中「日額」とあるのは、「勤務1回当たりの額」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
（給与等の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の条例の規定による給与等の内払とみなす。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえた特別職の職員等の期末手当の額の改定、伊那市特別職報酬等審議会の答申による議員報酬の額の改定等を行うため、提案するものであります。

伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第52条第1項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては100分の105）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の45）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては100分の50）」を加える。

附則第18項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の1.425）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	

17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	

73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				
97		294,600	342,400				
98		294,900	342,900				
99		295,300	343,300				
100		295,700	343,600				
101		295,900	343,900				
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				
107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				
109		298,300	347,300				
110		298,700	347,700				
111		299,100	348,000				
112		299,400	348,300				
113		299,500	348,800				
114		299,800					
115		300,100					
116		300,500					
117		300,700					
118		300,900					
119		301,200					
120		301,500					
121		301,900					
122		302,100					
123		302,400					
124		302,700					
125		303,000					
再任用 職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

医療職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	363,300	448,600	514,300	590,100
	2	365,800	451,600	517,200	592,400
	3	368,300	454,500	520,100	594,600
	4	370,800	457,600	523,000	596,900
	5	373,100	460,300	525,700	599,200
	6	376,900	463,600	528,400	601,400
	7	380,700	466,800	531,200	603,600
	8	384,500	469,900	534,000	605,800
	9	388,100	472,900	536,600	607,800
	10	392,100	475,900	539,300	609,900
	11	396,100	479,000	542,000	612,000
	12	400,100	482,200	544,700	614,100
	13	403,900	485,300	547,200	616,200
	14	407,900	488,900	549,700	618,300
	15	411,800	492,300	552,100	620,400
	16	415,700	496,000	554,600	622,500
	17	419,500	499,600	556,800	624,600
	18	423,100	502,300	559,200	626,600
	19	426,600	505,100	561,600	628,600
	20	430,200	507,900	564,000	630,600
	21	433,800	510,800	566,000	632,400
	22	437,500	513,400	568,400	634,200
	23	441,000	516,000	570,800	636,100
	24	444,700	518,600	573,100	638,000
	25	448,200	520,900	575,300	639,700
	26	451,000	523,200	577,600	641,500
	27	453,700	525,500	579,800	643,300
	28	456,300	527,800	582,100	645,100
	29	459,100	530,200	584,300	647,000
	30	461,400	532,300	586,600	648,800
	31	463,600	534,300	588,900	650,600
	32	466,000	536,400	591,100	652,400
	33	468,400	538,500	593,100	654,000
	34	470,800	540,500	595,200	655,800
	35	473,100	542,500	597,300	657,500
	36	475,600	544,500	599,400	659,300
	37	478,000	546,600	601,500	660,900
	38	480,400	548,600	603,300	662,500
	39	482,800	550,600	605,100	663,900
	40	485,200	552,600	606,900	665,500
	41	487,500	554,600	608,600	667,000
	42	488,900	556,400	610,400	668,400
	43	490,400	558,100	612,200	669,800
	44	491,900	559,900	614,000	671,100
	45	493,400	561,800	615,600	672,300
	46	494,800	563,600	617,300	673,300
	47	496,300	565,400	619,100	674,300
	48	497,800	567,100	620,900	675,300
	49	499,100	568,900	622,500	676,300
50	500,100	570,600	623,800	677,200	

51	501,100	572,400	625,100	678,100	
52	502,100	574,200	626,400	679,000	
53	503,100	576,100	627,700	679,800	
54	504,000	577,300	629,000	680,700	
55	504,900	578,500	630,300	681,600	
56	505,800	579,700	631,600	682,500	
57	506,800	580,900	632,600	683,400	
58	507,700	581,900	633,400	684,300	
59	508,500	582,900	634,200	685,200	
60	509,300	583,900	635,000	685,900	
61	510,100	584,700	635,900	686,800	
62	510,600	585,400	636,700	687,700	
63	511,000	586,100	637,600	688,600	
64	511,500	586,800	638,400	689,500	
65	511,800	587,500	639,300	690,400	
66		588,200	640,200		
67		588,900	640,900		
68		589,600	641,800		
69		590,100	642,700		
70		590,800	643,500		
71		591,500	644,400		
72		592,200	645,300		
73		592,600	646,100		
74		593,200	647,000		
75		593,900	647,900		
76		594,600	648,600		
77		595,000	649,400		
78		595,600	650,300		
79		596,200	651,200		
80		596,700	652,100		
81		597,300	652,900		
82		597,800	653,800		
83		598,300	654,700		
84		598,800	655,600		
85		599,200	656,400		
86		599,800	657,300		
87		600,200	658,200		
88		600,700	659,100		
89		601,200	659,900		
90		601,800			
91		602,400			
92		602,800			
93		603,300			
94		603,900			
95		604,500			
96		605,100			
97		605,600			
再任用 職員		415,000	457,400	511,800	584,800

医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円

職員以外 の職員	1	158,400	185,900	234,300	257,300
	2	159,800	188,000	236,100	258,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300
	5	164,200	194,200	241,100	261,200
	6	165,700	196,500	242,400	262,200
	7	167,200	198,800	243,600	263,000
	8	168,700	201,100	244,900	264,100
	9	170,000	203,500	246,000	265,200
	10	171,700	204,900	247,100	266,000
	11	173,300	206,300	248,000	267,200
	12	174,900	207,700	249,000	268,400
	13	176,400	209,100	250,300	269,700
	14	178,400	210,600	251,400	271,100
	15	180,400	212,100	252,200	272,300
	16	182,400	213,300	253,200	273,800
	17	184,600	214,700	254,100	275,200
	18	186,700	216,200	255,000	276,600
	19	188,800	217,700	256,000	277,900
	20	190,900	219,200	257,000	279,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000
	22	195,200	222,300	258,900	282,600
	23	197,400	224,000	259,900	284,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600
	25	201,600	227,100	262,100	286,900
	26	202,900	228,800	263,500	288,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500
	28	205,500	232,200	266,100	292,200
	29	206,700	233,800	267,400	293,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500
	31	209,200	236,500	270,500	297,100
	32	210,400	237,700	272,000	298,800
	33	211,700	239,000	273,600	300,300
	34	213,000	240,100	275,100	301,800
	35	214,300	241,000	276,400	303,400
	36	215,600	242,100	277,800	305,000
	37	217,000	243,200	279,400	306,500
	38	218,400	244,300	280,800	307,900
	39	219,800	245,200	282,300	309,500
	40	221,200	246,300	283,700	311,100
	41	222,200	247,100	285,300	312,700
	42	223,600	248,000	286,900	314,100
	43	225,000	248,900	288,400	315,500
	44	226,400	249,900	290,000	317,000
	45	227,600	250,800	291,400	318,100
	46	229,000	251,800	292,800	319,500
	47	230,300	252,800	294,300	320,900
	48	231,600	253,800	295,800	322,400
	49	232,700	254,800	297,100	323,500
	50	233,800	256,000	298,400	324,900
	51	234,800	257,200	299,800	326,200
	52	235,900	258,500	301,200	327,500
	53	237,000	259,700	302,700	328,900
	54	238,100	261,200	304,000	330,300
	55	239,100	262,600	305,400	331,700
	56	240,100	264,100	306,800	333,000

57	241, 100	265, 700	307, 900	333, 900
58	242, 100	267, 300	309, 100	335, 200
59	242, 900	268, 800	310, 300	336, 400
60	243, 900	270, 400	311, 700	337, 700
61	244, 900	271, 800	312, 800	338, 800
62	245, 900	273, 300	314, 100	339, 700
63	246, 800	274, 800	315, 400	340, 900
64	247, 800	276, 200	316, 600	342, 200
65	248, 700	277, 800	317, 900	343, 300
66	249, 700	279, 300	319, 200	344, 500
67	250, 800	280, 800	320, 500	345, 700
68	251, 800	282, 300	321, 800	346, 800
69	252, 700	283, 500	322, 500	347, 800
70	253, 800	285, 000	323, 600	348, 800
71	255, 000	286, 500	324, 700	349, 900
72	256, 200	287, 900	325, 600	351, 000
73	257, 600	289, 100	326, 900	351, 800
74	258, 900	290, 500	327, 600	352, 900
75	260, 200	291, 900	328, 700	354, 000
76	261, 500	293, 200	329, 900	355, 100
77	262, 500	294, 700	331, 000	355, 800
78	263, 600	296, 000	332, 200	356, 600
79	264, 900	297, 200	333, 300	357, 400
80	266, 200	298, 500	334, 500	358, 100
81	267, 300	299, 300	335, 600	358, 700
82	268, 300	300, 500	336, 700	359, 200
83	269, 400	301, 600	337, 700	359, 800
84	270, 500	302, 800	338, 800	360, 300
85	271, 400	303, 900	339, 700	360, 900
86	272, 300	305, 100	340, 700	361, 400
87	273, 400	306, 300	341, 600	362, 000
88	274, 500	307, 400	342, 600	362, 500
89	275, 500	308, 700	343, 600	362, 900
90	276, 400	309, 900	344, 400	363, 300
91	277, 400	311, 100	345, 200	363, 900
92	278, 400	312, 300	346, 000	364, 400
93	279, 400	313, 100	346, 600	364, 700
94	280, 400	313, 800	347, 200	365, 200
95	281, 300	314, 500	347, 900	365, 600
96	282, 300	315, 100	348, 500	365, 900
97	283, 200	315, 800	348, 900	366, 500
98	284, 000	316, 100	349, 300	367, 000
99	284, 600	316, 700	349, 800	367, 500
100	285, 500	317, 400	350, 200	368, 000
101	286, 300	317, 800	350, 700	368, 600
102	287, 100	318, 400	351, 100	369, 100
103	287, 900	319, 000	351, 600	369, 600
104	288, 700	319, 600	352, 000	370, 000
105	289, 400	320, 000	352, 300	370, 600
106	289, 900	320, 500	352, 800	371, 100
107	290, 400	321, 000	353, 200	371, 600
108	290, 900	321, 500	353, 500	372, 100
109	291, 100	321, 900	354, 000	372, 700
110	291, 400	322, 300	354, 500	373, 100
111	291, 600	322, 600	355, 000	373, 600
112	292, 000	322, 900	355, 500	374, 100

113	292,300	323,300	356,000	374,700
114	292,500	323,700	356,500	
115	292,900	324,100	357,000	
116	293,200	324,400	357,400	
117	293,500	324,600	357,800	
118	293,800	324,900	358,200	
119	294,100	325,300	358,700	
120	294,500	325,500	359,200	
121	294,800	325,700	359,600	
122	295,200	326,000	360,100	
123	295,500	326,300	360,600	
124	295,900	326,600	361,100	
125	296,100	326,800	361,400	
126	296,300	327,100		
127	296,600	327,500		
128	297,000	327,700		
129	297,200	327,800		
130	297,500	328,100		
131	297,900	328,500		
132	298,300	328,700		
133	298,500	329,000		
134	298,800	329,400		
135	299,200	329,800		
136	299,500	330,200		
137	299,700	330,500		
138	300,000	330,900		
139	300,400	331,300		
140	300,700	331,700		
141	300,900	332,000		
142	301,300	332,400		
143	301,700	332,700		
144	302,000	333,100		
145	302,100	333,400		
146	302,400	333,800		
147	302,700	334,200		
148	303,100	334,600		
149	303,300	334,900		
150	303,500	335,300		
151	303,800	335,700		
152	304,100	336,100		
153	304,500	336,400		
154	304,700			
155	304,900			
156	305,200			
157	305,500			
158	305,800			
159	306,100			
160	306,400			
161	306,800			
162	307,100			
163	307,400			
164	307,700			
165	308,100			
166	308,400			
167	308,700			
168	309,000			

	169	309,400			
再任用 職員		233,900	254,200	261,400	271,600

第2条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条中「別表」を「別表第1」に改める。

第6条第1項中「、これを」を「これを」に、「その職務の名称は、市長が定める」を「その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度合いが同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第50条第5項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項本文又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第52条第1項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75（特定幹部職員にあつては100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあつては100分の105）」を「100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあつては100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあつては100分の50）」を「100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5）」に改める。

附則第18項中「、6月に支給する場合には100分の1.125（特定幹部職員にあつては、100分の1.425）、12月に支給する場合には100分の1.275（特定幹部職員にあつては、100分の1.575）」を「100分の1.2（特定幹部職員にあつては、100分の1.5）」に、「、6月に支給する場合には100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」を「100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

級別基準職務表

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 主事又は技師の職務 2 書記又は技手の職務 3 給食技師の職務
2 級	1 高度な知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする給食技師の職務
3 級	1 主査又は技術主査の職務 2 主任又は技術主任の職務 3 主任給食技師の職務
4 級	1 係長の職務 2 支所長の職務 3 園長の職務 4 副園長の職務 5 副主幹又は副技幹の職務
5 級	1 課長補佐の職務 2 室長補佐の職務 3 議会事務局次長の職務 4 委員会等の事務局の次長の職務 5 主幹又は技幹の職務
6 級	1 課長の職務 2 室長の職務 3 企画調整幹の職務 4 委員会等の事務局の長の職務 5 副参事の職務
7 級	1 部長の職務 2 管理監の職務 3 会計管理者の職務 4 総合支所長の職務 5 局長の職務 6 福祉事務所長の職務 7 議会事務局長の職務 8 教育次長の職務 9 参事の職務

備考 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項の規定により置かれる委員会及び委員の事務局（教育委員会を除く。）をいう。

イ 医療職給料表（１）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 医長の職務 2 医員の職務
2 級	1 主任医長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする医長の職務
3 級	1 診療所長の職務 2 副診療所長の職務 3 高度な知識又は経験を必要とする主任医長の職務
4 級	1 高度な知識又は経験を必要とする診療所長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする副診療所長の職務

ウ 医療職給料表（２）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の業務を行う技師又は技手の職務
2 級	1 看護師の業務を行う技師又は技手の職務 2 知識又は経験を必要とする准看護師の業務を行う技師の職務 3 診療放射線技師の業務を行う技師又は技手の職務 4 理学療法士の業務を行う技師又は技手の職務 5 作業療法士の業務を行う技師又は技手の職務 6 はり師又はきゅう師の業務を行う技師又は技手の職務
3 級	1 看護師の業務を行う技術主任の職務 2 准看護師の業務を行う技術主任の職務 3 診療放射線技師の業務を行う技術主任の職務 4 理学療法士の業務を行う技術主任の職務 5 作業療法士の業務を行う技術主任の職務 6 はり師又はきゅう師の業務を行う技術主任の職務
4 級	1 看護師の業務を行う技術主査の職務 2 診療放射線技師の業務を行う技術主査の職務 3 理学療法士の業務を行う技術主査の職務 4 作業療法士の業務を行う技術主査の職務 5 はり師又はきゅう師の業務を行う技術主査の職務

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の伊那市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊那市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（伊那市一般職の職員の給与に関する条例及び伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年伊那市条例第35号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（市長への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえた一般職の職員の給料月額等の改定等を行うため、提案するものであります。

伊那市職員の旅費等に関する条例及び伊那市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊那市職員の旅費等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「、総合支所長」を削る。

(伊那市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊那市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、教育長及び地域自治区長」を「及び教育長」に改める。

第 3 条第 1 項第 4 号を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

特別職の地域自治区長を廃止し、新たに一般職の総合支所長を置くことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 4 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条第 1 項又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市税条例及び伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第 1 条 伊那市税条例（平成 18 年伊那市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条から第 17 条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 8 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、原則として毎月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が指定する月）の分割納付又は分割納入とする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第 3 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第 9 条 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当す

る事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
（職権による換価の猶予の手続等）

第10条 第8条第1項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用

- する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。
- 2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
(申請による換価の猶予の申請手続等)
- 第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。
- 2 第8条第1項の規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。
- 3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
 - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- 5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
 - (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (3) 第4項第3号に掲げる事項
- 7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。
- (担保を徴する必要がない場合)
- 第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。
- 第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所」を「恒久的施設（法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。）」に、「その事務所」を「、その事務所」に改める。

第51条第2項及び第71条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第89条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する軽自動車税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者が所有する軽自動車等
- (2) 公益のために直接専用する軽自動車等
- (3) 天災その他これらに類する災害により、著しく運行が阻害された状態にある軽自動車等

第89条第2項、第90条第2項及び第3項並びに第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

（伊那市国民健康保険税条例の一部改正）

第2条 伊那市国民健康保険税条例（平成18年伊那市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の伊那市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において

「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する市の徴収金について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第23条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市消費生活センター条例の一部を改正する条例

伊那市消費生活センター条例（平成23年伊那市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那地域定住自立圏共生ビジョン協議会条例

(設置)

第1条 伊那地域定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）を策定し、又は変更することについて、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、伊那地域定住自立圏共生ビジョン協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、共生ビジョンの推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 伊那地域定住自立圏形成に関する協定書に掲げる取組に関連する分野における団体の代表者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部地域創造課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

平成２８年２月２９日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

伊那地域定住自立圏共生ビジョン協議会を設置するため、提案するものであります。

伊那市田舎暮らしモデルハウス条例

(設置)

第1条 市への移住・定住の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、田舎暮らしモデルハウス（以下「モデルハウス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 モデルハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊那市田舎暮らしモデルハウス

位置 伊那市富県1777番地239

(利用者の資格)

第3条 モデルハウスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) モデルハウスを利用し、移住又は定住に係る行事、集会等を行う者
- (2) 本市に移住し、又は定住する意思がある者で、次のいずれにも該当するもの
 - ア 市の移住・定住相談窓口等において、事前に移住相談を受けた者又は受ける予定のある者
 - イ 利用中に、モデルハウスの存する地域の自治会行事等へ参加する意思がある者
 - ウ 利用中に、モデルハウスの見学会又はモデルハウスを利用した行事に協力できる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(利用期間)

第4条 モデルハウスに宿泊しようとする者（以下「宿泊者」という。）が利用できる期間は、連続した4日の範囲内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。ただし、寝具その他宿泊に必要な物品等は、宿泊者が用意するものとする。

(利用許可)

第6条 モデルハウスを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第7条 前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って利用すること。

- (2) 施設等を正常な状態において利用し、清潔に保つこと。
- (3) 敷地内で喫煙しないこと。
- (4) 火気の取扱いに注意するとともに、寒冷期には凍結にも十分注意すること。
- (5) モデルハウスの改修又は増改築をしないこと。
- (6) 土地の形質の変更をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長から指示された事項
(利用許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、モデルハウスの利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障を来すおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。
(目的外使用等の禁止)

第9条 利用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。この場合において、利用者に生じた損害については、市長は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (4) モデルハウスの管理上必要とする指示に従わないとき。
- (5) 第8条各号の規定のいずれかに該当したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めたとき。

(原状回復義務)

第11条 利用者は、モデルハウスの利用を終了したとき、又は利用を中止し、若しくは利用許可を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

伊那市田舎暮らしモデルハウスを設置するため、提案するものであります。

伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

伊那市福祉医療費給付金条例（平成 18 年伊那市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

第 7 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 子ども（満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に限る。）にあっては、通院に係る療養の給付等の額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊那市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養の給付等について適用し、同日前に受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

福祉医療費給付金の支給対象のうち、入院に係る費用について、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者まで拡充する等の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例（平成24年伊那市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の6条を加える。

（地域密着型通所介護の基本方針）

第11条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）

第11条の3 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第11条の4 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（指定療養通所介護の基本方針及び具体的取扱方針の趣旨）

第11条の5 前3条の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針及び具体的取扱方針については、次条及び第11条の7に定めるところによる。

（指定療養通所介護の基本方針）

第11条の6 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第11条の7 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相

談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

第 12 条中「（法第 5 条の 2 に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第 13 条第 2 項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。）」を加える。

第 18 条中「第 8 条第 19 項」を「第 8 条第 20 項」に改め、「をいう」の次に「以下同じ」を加える。

第 20 条第 1 項中「第 8 条第 20 項」を「第 8 条第 21 項」に改める。

第 22 条第 1 項中「第 8 条第 21 項」を「第 8 条第 22 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 14 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市指定居宅介護支援事業等に関する条例を廃止する条例

伊那市指定居宅介護支援事業等に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 1 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市居宅介護支援事業所を廃止するため、提案するものであります。

伊那市新産業技術推進協議会条例

(設置)

第1条 新産業技術の推進について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議し、及び研究するため、伊那市新産業技術推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、及び研究する。

- (1) 地域特性の把握及び産業技術における課題に関する事項
- (2) 地方創生の推進のための新たな産業技術に関する事項
- (3) 産学官連携による共同研究及び開発に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業活動分野について識見を有する者
- (2) 経済活動分野について識見を有する者
- (3) 学術研究分野について識見を有する者
- (4) 企業経営分野について識見を有する者
- (5) 保健医療分野について識見を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

伊那市新産業技術推進協議会を設置するため、提案するものであります。

伊那市林業振興施設条例の一部を改正する条例

伊那市林業振興施設条例（平成 18 年伊那市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

林業総合センター	伊那市東春近 1604 番地 1
協業活動拠点施設	伊那市長谷非持 1399 番地 1

」を

「

協業活動拠点施設	伊那市長谷非持 1399 番地 1
----------	-------------------

」に

改める。

第 11 条第 1 項中「林業総合センター、」を削る。

別表中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

林業総合センターを廃止するため、提案するものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成18年伊那市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

大萱団地	伊那市西箕輪7200番地33	簡平	31.57	昭和38年度	28戸
------	----------------	----	-------	--------	-----

」を

「

大萱団地	伊那市西箕輪7200番地33	簡平	31.57	昭和38年度	24戸
------	----------------	----	-------	--------	-----

」に

改める。

別表第2中

「

御堂垣外住宅	伊那市高遠町藤沢 3678番地	木造	101.70	平成13年度	25,000
	伊那市高遠町藤沢 3692番地1	木造	51.03	昭和45年度	10,000

」を

「

御堂垣外住宅	伊那市高遠町藤沢 3678番地	木造	101.70	平成13年度	25,000
--------	--------------------	----	--------	--------	--------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

市営住宅のうち使用に耐えなくなったものを廃止するため、提案するものであります。

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年伊那市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附則第 5 条第 2 項の表中

「

1 傷病補償年金（第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.86
--	-----------	------

」を

「

1 傷病補償年金（第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.88
--	-----------	------

」に、

「

2 傷病補償年金（第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91 （第 1 級又は第 2 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、 0.90）
--	-----------	---

」を

「

2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.92 （第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.91）
--------------------------------------	-----------	--

」に

改め、同条第5項の表中

「

障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
--	------

」を

「

障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
--	------

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊那市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成28年政令第 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

平成 27 年度伊那市一般会計第 1 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度伊那市一般会計第 1 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 2 回補正予算に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 27
年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出す
る。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 2 7 年度伊那市簡易水道事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度伊那市簡易水道事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市一般会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成28年度伊那市簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成28年度伊那市簡易水道事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成28年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、平成28年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 2 8 年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、平成 2 8 年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成28年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、平成28年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成28年2月29日提出

伊那市長 白鳥 孝